

# まちづくりだより

発行／浦安市 都市政策部  
まちづくり事務所

令和2年10月15日

■記事：これまでの取り組みについて  
現在の取り組み状況や今後の予定について  
移転・工事の進め方について

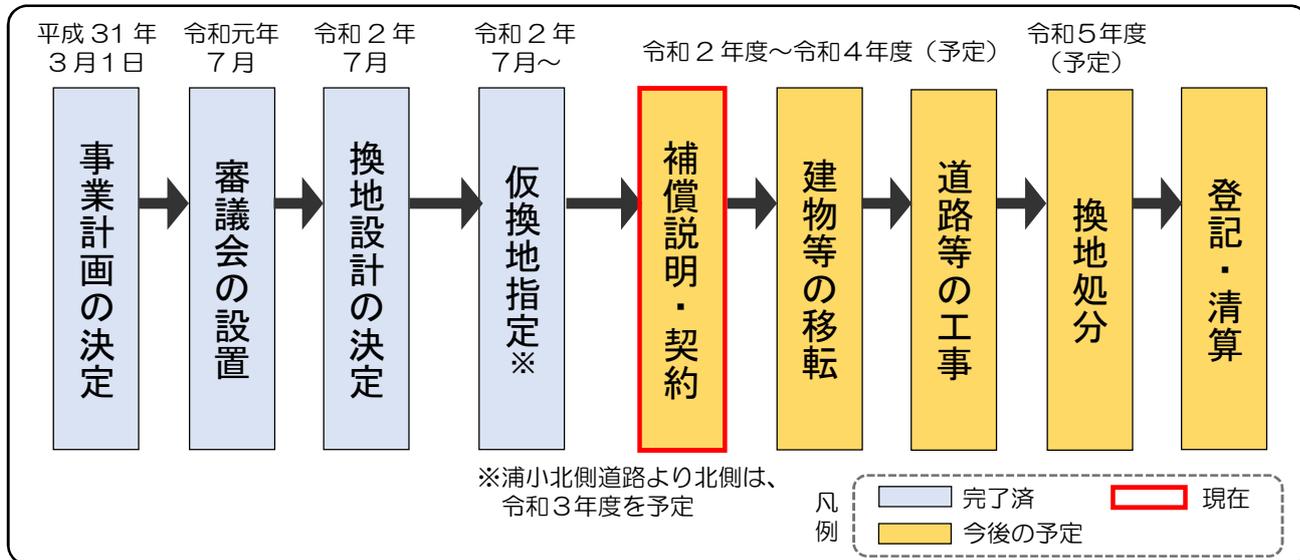
## 「猫実A地区土地区画整理事業」は、令和2年度から段階的に移転・工事をスタートします！

猫実A地区土地区画整理事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等もありましたが、土地区画整理審議会及び評価員会で審議の上、換地設計が決定し、移転・工事に向けた仮換地指定を行いました。

事業全体としましては、計画どおり令和5年度の完了を目指し進めていきますので、引き続き皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

今回のまちづくりだよりでは、事業の取り組み状況や移転・工事の進め方などについてご紹介します。

### ●土地区画整理事業の流れ

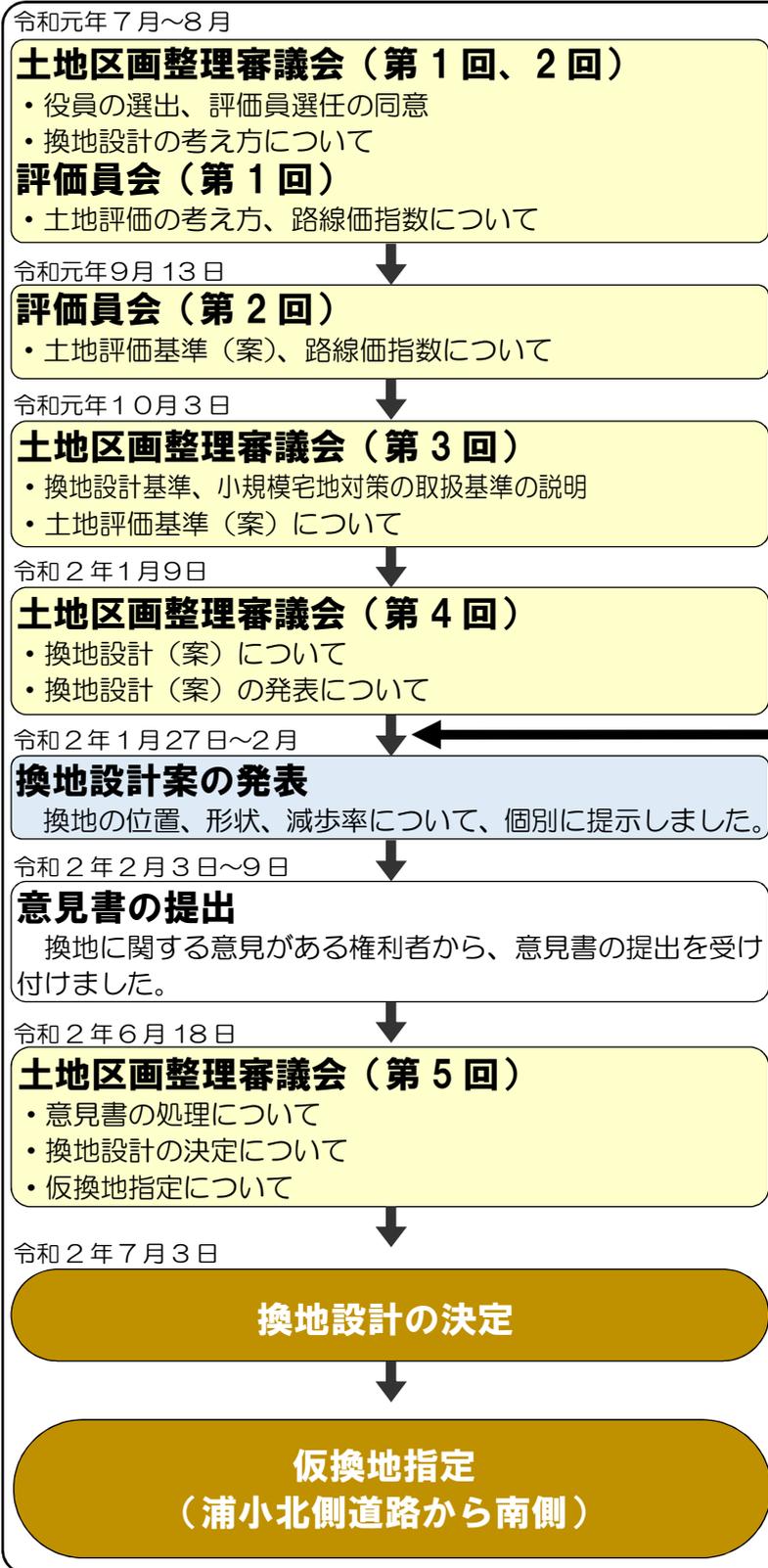


# 1. これまでの取り組みについて

令和元年7月より土地区画整理審議会及び評価員会で審議を行いながら換地設計案を作成し、令和2年1月末より換地設計案を権利者個々に発表し、換地に関する意見書の提出を受け付けました。

提出された意見書については、施行者で内容の精査や意見書に関する方針をまとめ、令和2年6月18日にリモート開催された土地区画整理審議会において、意見書の処理について諮問を行い、審議会からの答申を経て令和2年7月3日に換地設計を決定し、第1段階（浦小北側道路より南側）の仮換地指定を行いました。

## ●仮換地指定までの経緯



令和元年7月～

**権利者との意見交換  
(個別意見交換会・個別相談)**

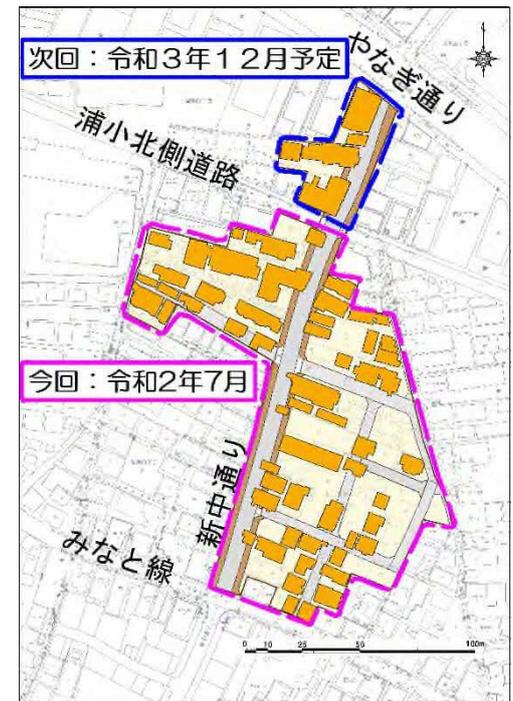
換地設計案の作成に向け、概ねの位置について対象者に個別に説明し、意見交換をしました。

令和2年1月22日

**まちづくり協議会（第12回）**

- ・ これまでの取り組みについて
- ・ 換地の発表について

### ■仮換地指定区域



### ○ 仮換地指定とは

権利者の方々に対し、現在利用されている土地（従前地）に替えて、施行後の再配置される土地（仮換地）を市から通知することです。

### ○ 仮換地指定の目的

土地区画整理事業により道路や公園、宅地造成などの工事を行う必要があることから、現在利用されている土地(従前地)の利用を停止し、建物の移転交渉や工事を行うために必要な手続きです。

## 2. 現在の取り組み状況や今後の予定について

### ～来年の1月より工事に着手します～

取り組みの内容など、以下にご紹介します。

#### ① 移転交渉・契約

工事スケジュールにあわせて、1工区から昨年度実施した建物調査に基づいて算定した補償額を、個別に提示して説明し、移転補償契約を施行者と補償対象者との間で締結していきます。



#### ② 建物等の移転・工事

移転補償契約締結後、補償対象者により建物等の撤去や仮住まい先への移転を行っていただき、1工区の工事を段階的に進めていきます。



#### ③ 地区住民説明会・まちづくり協議会の開催など

今後の工事実施に先立ち、関係権利者や猫実地区住民の方に対して「地区住民説明会」を開催します。

また、関係権利者の皆様には、これまでと継続して「まちづくり協議会」や「個別意見交換会」等の話し合いの場を通じ、事業に対する説明や不安などの解消に努めていきます。



## ●お知らせ

### ～すみれ子供遊園は新たな公園に生まれ変わります～

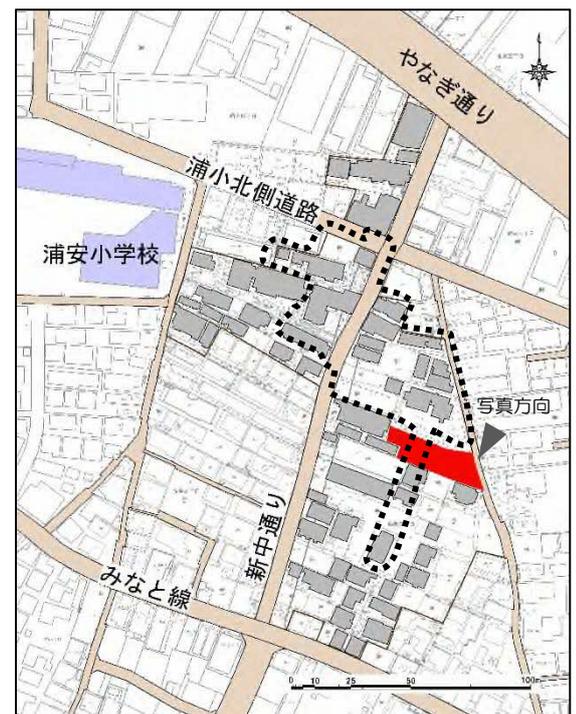
1工区の整備に合わせ「すみれ子供遊園」（猫実3丁目25番地）を令和2年11月2日（月）10時より利用停止とします。

皆様にはご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどお願いします。

なお、事業終了後には新たな公園が開園します。



■ すみれ子供遊園



■ 位置図

■ : 利用停止の公園  
○ : 1工区範囲(予定)

### 3. 移転・工事の進め方について

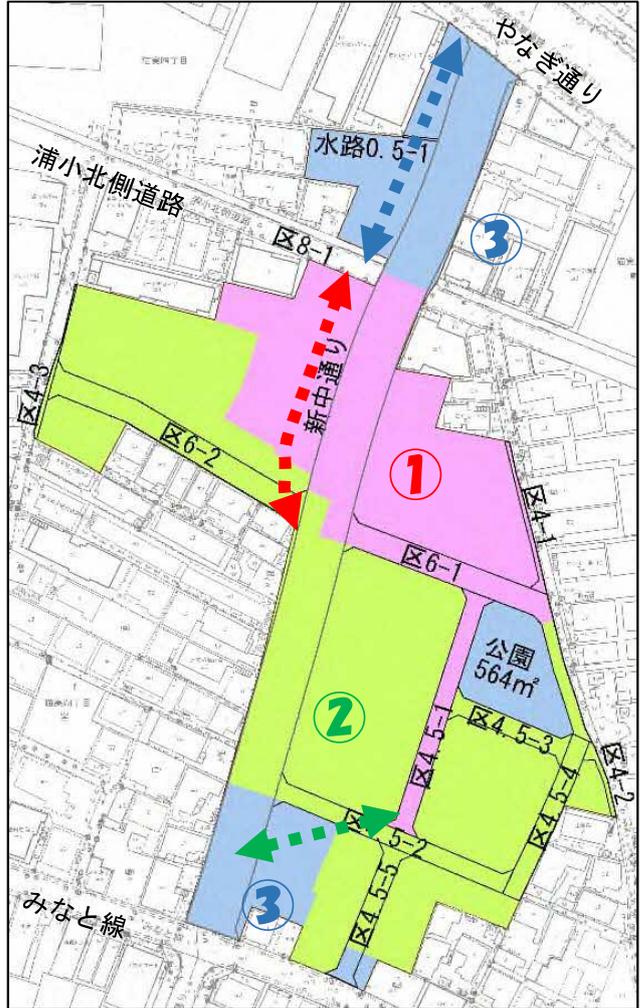
令和2年度より、浦小北側道路からみなと線へ、最後にやなぎ通り側へと3つの工区に分けて整備を進め、令和5年度早期に新中通り全線開通を目指します。

道路整備を行った後、各宅地の造成工事を行い、完了したところから、順次、権利者の皆さんに宅地の引き渡しを行っていきます。

新中通りの工事にあたっては、現在の道路に代わる仮設道路を設置し、安全に配慮を行いながら、歩行者や車両の通行を確保します。

- 右図の①（桃色：1工区）：令和2年の秋から区域内の移転・工事を開始
- 右図の②（緑色：2工区）：令和3年の春から区域内の移転・工事を開始
- 右図の③（水色：3工区）：令和4年の春から区域内の移転・工事を開始

■工事手順図



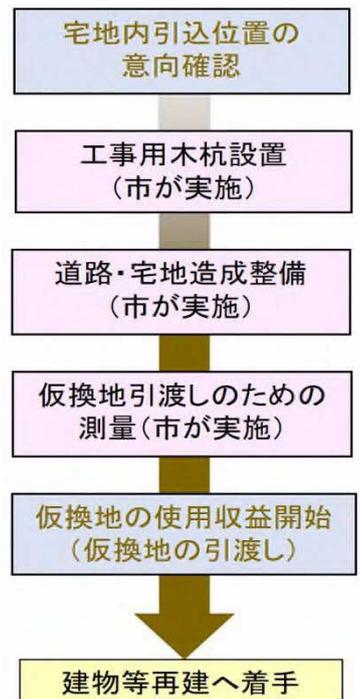
凡例	1工区工事範囲	1工区仮設道路（自動車通行可）
	2工区工事範囲	2工区仮設道路（自動車通行可）
	3工区工事範囲	3工区仮設道路（自転車・歩行者用の道路です）

■工事スケジュール

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
事業手続き	●仮換地指定 (第1段階)	●仮換地指定 (第2段階)		換地処分◎
1工区	移転(1工区) →	工事(1工区) (新中通り中央部)		
2工区		移転(2工区) →	工事(2工区) (新中通り南側と背後地)	
3工区			移転(3工区) →	工事(3工区) (新中通り北側と南端) 公園工事

※工事等スケジュールは進捗状況により変更となる場合があります。

■宅地造成工事の流れ



事業に関する問い合わせや相談：浦安市 都市政策部 まちづくり事務所  
 猫実3-25-10 TEL 047-382-3721 FAX 047-355-0911  
 Email: machi@city.urayasu.lg.jp